

一般社団法人日本成人先天性心疾患学会
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本成人先天性心疾患学会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の英語名は、「Japanese Society for Adult Congenital Heart Disease」とし、略称を「JSACHD」する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は成人先天性心疾患研究を通して広く人類の健康の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 成人先天性心疾患に関する調査研究事業
- (3) 成人先天性心疾患診療に関する教育事業
- (4) 専門医の資格認定事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した医師及び医療関係者である個人
- (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会した医師及び医療関係者以外の個人
- (3) 名誉会員 本会に対し顕著な功績のあった者の中から理事会が推薦し、総会で承認された個人
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助する個人
- (5) 団体会員 本会の目的に賛同し、賛助する団体

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員、準会員、賛助会員及び団体会員になろうとする者は、所定の手続きを経て理事長の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員、賛助会員及び団体会員は、理事会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会する会員は、未納の会費を納入しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つける行為を行った場合。
- (2) 本会の目的を明らかに著しく損なう行為を行った場合。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 第7条の会費の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (4) 正会員の全員が同意したとき。
- (5) 当該会員が死亡または解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 名誉会員は総会に出席することができる。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、理事長とする。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。
- 4 正会員は、書面による議決権の行使ができる。
- 5 代理人及び書面により議決権を行使した者は、総会の出席者として取り扱う。

(議事録)

- 第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会に出席した正会員より選出された議事録署名人 1 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

- 第 19 条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3 名以上
 - (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、2 名以内を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐する。
 - 4 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了等により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任免除)

第 25 条 本会は、役員一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 32 条 本会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、定年により理事を退任した者とし、理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する事項について、理事会から諮問された事項について意見を述べることができ、委員会に属し委員会業務を補佐することができる。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 顧問の任期は、選定後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。

第 8 章 評議員

(評議員)

第 33 条 本会は、評議員を置くことができる。

2 評議員については、別に定める規程による。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 34 条 本会は、委員会を置くことができる。

2 委員会については、別に定める規程による。

第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年 12 月 1 日に始まり翌年 11 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画書、収支予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を経ねばならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配禁止)

第 38 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

第 43 条 この法人の設立当初の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず、本会の成立の日から 2020 年 11 月 30 日までとする。

第 44 条 本会の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

住所

氏名 赤木 禎治

住所

氏名 檜垣 高史

住所

氏名 八尾 厚史

第 45 条 本会の設立時理事は次のとおりである。

理事 赤木 禎治

理事 檜垣 高史

理事 八尾 厚史

理事 赤阪 隆史

理事 池田 智明

理事 石津 智子

理事 市川 肇

理事 伊藤 浩

理事 稲井 慶

理事 今井 靖

理事 上村 秀樹

理事 榎本 淳子

理事 大内 秀雄

理事 小川 正樹

理事 落合 亮太

理事 笠原 真悟

理事 賀藤 均

理事 河田 政明

理事 齋木 佳克

理事 庄田 守男

理事 白石 公

理事 新川 武史

理事 住友 直方

理事 先崎 秀明

理事 立野 滋
理事 筒井 裕之
理事 照井 克生
理事 旗 義仁
理事 水野 芳子
理事 三谷 義英
理事 森田 紀代造
理事 山岸 敬幸
理事 吉松 淳

第 46 条 本会の設立時監事は次のとおりである。

監事 松尾 浩三
監事 森 善樹

第 47 条 本会の設立時代表理事は次のとおりである。

住所

氏名 赤木 禎治

第 48 条 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりである。

東京都新宿区山吹町 358 番地 5 アカデミーセンター 株式会社国際文献社内

第 49 条 2020 年 5 月 31 日をもって解散する任意団体である日本成人先天性心疾患学会の会員は、同日時点での当該団体の会員区分に従い、第 3 章に定める手続きを要することなく、2020 年 6 月 1 日をもって本会の会員になるものとする。

2 任意団体である日本成人先天性心疾患学会の正会員のうち医師及び医療関係者以外の者は、2020 年 6 月 1 日をもって本会の準会員となるものとする。

第 50 条 本附則第 43 条から本条は、2020 年 11 月 30 日の経過をもって削除する。

以上、一般社団法人日本成人先天性心疾患学会設立のため、設立時社員各位の定款作成代理人である司法書士 阿形太樹 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 2 年 4 月 1 日

設立時社員

住所

氏名 赤木 禎治

住所

氏名 檜垣 高史

住所

氏名 八尾 厚史

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 阿形太樹